

質物の保管設備の基準に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 25 日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第 2 号

質物の保管設備の基準に関する規則

質物の保管設備の基準に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第 7 条の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（規模）

第 2 条 保管設備の大きさは、有効に使われる部分の床面積が10平方メートル以上で、その容積が30立方メートル以上でなければならない。

（設置場所）

第 3 条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

（防湿構造）

第 4 条 保管設備の内部は、防湿上の措置を講じなければならない。

（防火設備）

第 5 条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 7 号に定める耐火構造

(2) 土蔵造

(3) その他北海道公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの。

2 保管設備の開口部には、防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第 1 項に規定する特定防火設備に該当するものに限る。）が設けられていること。

（盗難予防設備等）

第 6 条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについてはこの限りでない。

（ねずみ等による被害の防止）

第 7 条 保管設備の出入口以外の開口部には、ねずみその他の質物の保管上有害な動物の侵入を防止する措置を講じなければならない。

（特例措置）

第 8 条 質屋が、保管設備の補修、建替え等のため当分の間別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第 3 条及び

第7条の規定は適用しないものとする。

- 2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して自動火災報知設備を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。
- 3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第6条第1項の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。
- 4 この条に定める特例は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。
(道本部長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備及び質屋営業の許可又は営業所の移転の許可を申請している者の当該申請に係る保管設備については、なお従前の例による。